

令和 3 年 12 月 7 日

令和 3 年網走市議会第 4 回定例会 議案

令和3年網走市議会第4回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和3年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和3年度網走市市有財産整備特別会計補正予算
3	議案第3号	令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
4	議案第4号	令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算
5	議案第5号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第6号	網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 号

令和 3 年度網走市一般会計補正予算

令和 3 年度網走市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,108,775 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,611,715 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

- 第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,751,197	35,692	6,786,889
	1.地方交付税	6,751,197	35,692	6,786,889
16.国庫支出金		3,122,381	31,150	3,153,531
	1.国庫負担金	2,172,684	△9,936	2,162,748
	2.国庫補助金	937,354	41,086	978,440
17.道支出金		1,773,248	43,192	1,816,440
	2.道補助金	819,217	43,192	862,409
20.繰入金		1,336,273	△20,959	1,315,314
	1.基金繰入金	1,311,363	△20,959	1,290,404
22.諸収入		1,213,688	1,006,500	2,220,188
	4.雑収入	259,168	1,006,500	1,265,668
23.市債		2,814,040	13,200	2,827,240
	1.市債	2,814,040	13,200	2,827,240
歳入合計		25,502,940	1,108,775	26,611,715

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		187,426	△861	186,565
	1. 議 会 費	187,426	△861	186,565
2. 総 務 費		2,679,476	991,038	3,670,514
	1. 総 務 管 理 費	2,376,726	1,004,657	3,381,383
	2. 徴 税 費	156,816	△11,128	145,688
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	85,855	△2,500	83,355
	4. 選 挙 費	37,717	127	37,844
	5. 監 査 委 員 費	22,362	△118	22,244
3. 民 生 費		7,033,668	60,449	7,094,117
	1. 社 会 福 祉 費	3,478,219	9,224	3,487,443
	2. 児 童 福 祉 費	2,289,576	△2,121	2,287,455
	3. 医 療 助 成 費	166,714	△1,046	165,668
	4. 生 活 保 護 費	1,099,159	54,392	1,153,551
4. 衛 生 費		1,962,964	1,328	1,964,292
	1. 保 健 衛 生 費	1,242,387	△2,809	1,239,578
	2. 環 境 衛 生 費	720,577	4,137	724,714
5. 労 働 費		46,957	540	47,497
	1. 労 働 費	46,957	540	47,497
6. 農 林 水 産 業 費		1,513,581	38,079	1,551,660
	1. 農 業 費	1,251,979	40,364	1,292,343
	2. 林 業 費	82,199	45	82,244
	3. 水 産 業 費	134,723	△2,332	132,391
	4. 漁 港 費	44,680	2	44,682
7. 商 工 費		2,454,584	11,822	2,466,406
	1. 商 工 費	2,077,717	7,970	2,085,687
	2. 観 光 費	376,867	3,852	380,719
8. 土 木 費		3,008,061	4,454	3,012,515
	1. 道 路 橋 梁 河 川 費	1,606,468	△2,150	1,604,318
	2. 港 湾 費	228,569	6,816	235,385

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 都 市 計 画 費	612,794	△11,063	601,731
	4. 住 宅 費	560,230	10,851	571,081
9. 消 防 費		752,048	△10,426	741,622
	1. 消 防 費	752,048	△10,426	741,622
10. 教 育 費		2,184,883	12,352	2,197,235
	1. 教 育 総 務 費	404,466	8,662	413,128
	2. 小 学 校 費	374,662	1,855	376,517
	3. 中 学 校 費	238,116	1,726	239,842
	4. 社 会 教 育 費	488,600	△5,765	482,835
	5. 保 健 体 育 費	679,039	5,874	684,913
	歳 出 合 計	25,502,940	1,108,775	26,611,715

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
商工費	観光費	オホーツク流水館 展示物改修事業	120,000	令和3年度	7,000
				令和4年度	113,000

第3表 地方債補正
(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 134,300	証書借入又は証券発行 (借入先) 財政融資資金	10.0%以内	40年以内(内据置25年以内)の元金均等償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 134,300	補正前に同じ
児童福祉事業債	150,600				150,600	
保健衛生事業債	364,900	地方公共団体 金融機構			364,900	
環境衛生事業債	2,800				2,800	
農業債	113,500	北海道			113,500	
林業債	17,000				17,000	
観光事業債	0				5,200	
道路橋梁事業債	436,100	都市職員 共済組合			436,100	
港湾事業債	85,500	地方職員 共済組合			85,500	
河川整備事業債	200,000				200,000	
公営住宅事業債	98,600	北海道市町村 振興協会			98,600	
公園整備事業債	29,700	北海道市町村 備荒資金組合			29,700	
学校教育事業債	113,700				113,700	
社会教育事業債	147,000	その他 銀行等引受資金			147,000	
臨時財政対策債	600,940				600,940	
退職手当債	150,000				150,000	
借換債	100,000				100,000	
特別減収対策債	60,000				60,000	
公共土木災害復旧債	9,400				17,400	
計	2,814,040				2,827,240	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 3 年度網走市市有財産整備特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の市有財産整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,804 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,167 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.財産収入		43,201	△1,804	41,397
	1.財産売払収入	22,785	△1,804	20,981
歳入合計		84,971	△1,804	83,167

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.財産管理費		84,971	△1,804	83,167
	1.財産管理費	84,971	△1,804	83,167
歳出合計		84,971	△1,804	83,167

議案第 3 号

令和 3 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 24,353 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,370,070 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰入金		459,723	3,313	463,036
	1.他会計繰入金	439,723	3,313	443,036
6.国庫支出金		1,708	255	1,963
	1.国庫補助金	1,708	255	1,963
7.繰越金		0	20,785	20,785
	1.繰越金	0	20,785	20,785
歳入合計		4,345,717	24,353	4,370,070

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		93,684	9,780	103,464
	1.総務管理費	93,684	9,780	103,464
7.諸支出金		1,600	14,573	16,173
	1.償還金及び還付加算金	1,600	14,573	16,173
歳出合計		4,345,717	24,353	4,370,070

議案第 4 号

令和 3 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,960 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,689,385 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8.繰入金		674,007	2,960	676,967
	1.他会計繰入金	629,133	2,960	632,093
歳入合計		3,686,425	2,960	3,689,385

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		114,495	2,960	117,455
	1.総務管理費	72,924	2,960	75,884
歳出合計		3,686,425	2,960	3,689,385

議案第5号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年12月7日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「30,000円」に改める。

第14条の3中「第22条」の次に「及び第22条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の6の2中「第22条」の次に「及び第22条の3」を、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第22条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、第2項中「第18条」とあるのは、「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 5 第18条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第5項中「第18条」とあるのは、「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の第14条の3、第18条の6の2、第22条の3の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和4年1月1日以前に出産した被保険者に係るこの条例による改正後の第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第22条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する 条例制定について

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例

(網走市附属機関条例の一部改正)

第 1 条 網走市附属機関条例(平成 12 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表中網走市退職手当審査会の項の次に次の 1 項を加える。

「

網走市予防接種健康被害 調査委員会(予防接種法 (昭和23年法律第68号))	・予防接種による健康 被害に関する事項に ついて調査審議	・網走医師会の推薦する医師 ・北海道知事が推薦する医師 ・網走保健所長	6人 以内
----------------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------------	----------

」

(報酬職員給与条例の一部改正)

第 2 条 報酬職員給与条例(昭和 22 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表 8 番の項中、「退職手当審査会」の次に「予防接種健康被害調査委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。